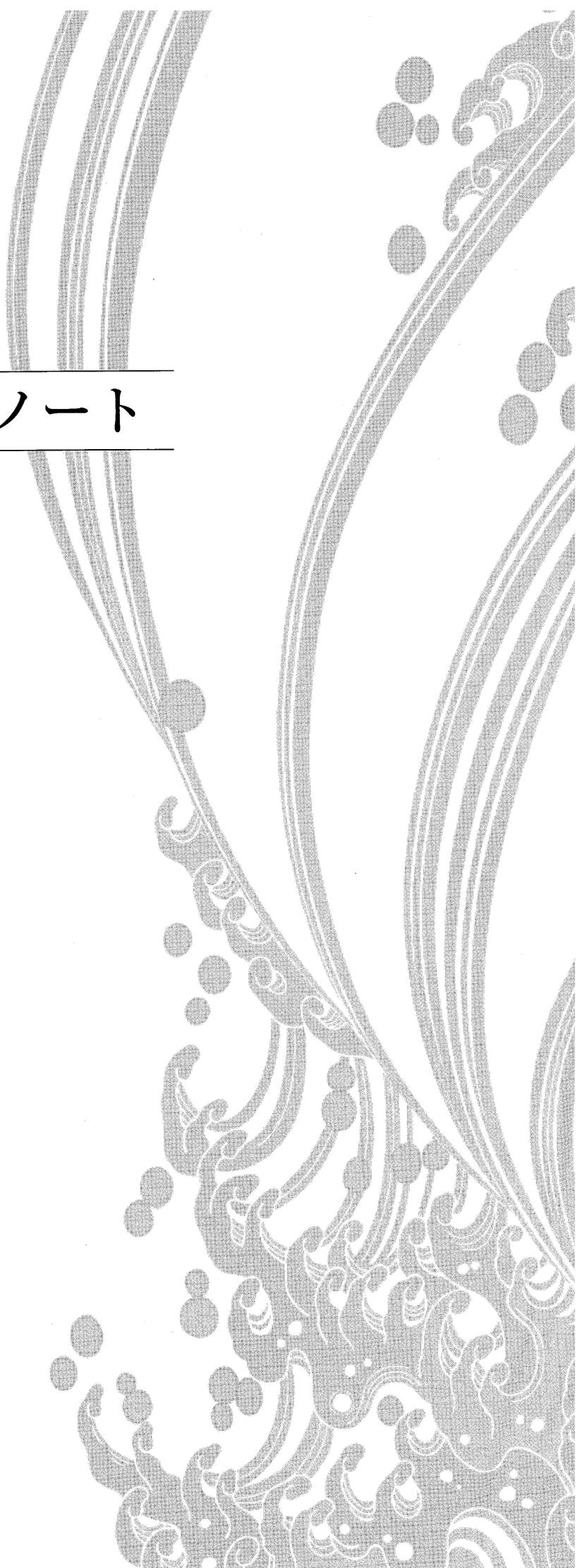
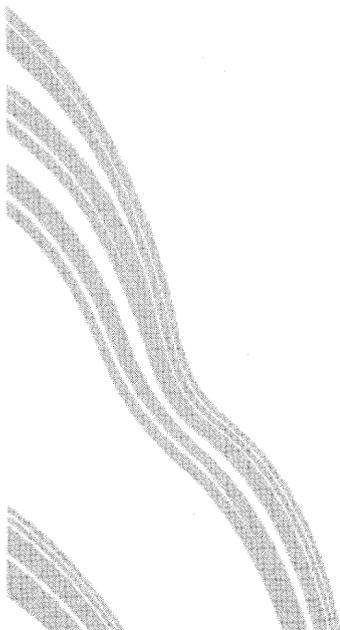


## 清末広東省における日本製紙幣の導入

著者	何 娟娟
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian cultural interaction studies
巻	9
ページ	505-520
発行年	2016-03-31
その他のタイトル	Guangdong province introduced paper currency made in Japan during Late Qing Dynasty
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/10129">http://hdl.handle.net/10112/10129</a>

研究ノート



# 清末広東省における日本製紙幣の導入

何 娟 娟

## Guangdong province introduced paper currency made in Japan during Late Qing Dynasty

HE Juanjuan

Since middle 19<sup>th</sup> century, the secluded China was forced to be open to the outside world due to trading with foreign countries, as a result, China's feudal coinage evolved gradually into a semi-colonial and semi-feudal system. In this period, significant outflow of China's silver currency accounted for silver price surge, besides, foreign silver dollars streamed into China, which damaged badly the old silver system. At the same time, because of production shortage of copper in Yunnan Province and lead in Guizhou Province, the price of imported copper was high, which resulted in insufficiency of copper-made official currency, and then the private currency flooded into the market. At that time, silver, silver dollars, copper dollars, official currency and private currency were all in circulation, thus putting China's currency market in an unprecedented chaos, which stunted seriously the economic growth across the country. Therefore, local governors led by Zhang Zhidong, General Governor of Hunan and Hubei Provinces, attempted to issue banknotes to address the worsening local finance. However, as then printing technologies were limited, counterfeit banknotes appeared frequently, Governor Zhang decided to introduce Japan-made banknotes into China. Thereafter, ministers like Yuan Shikai and Cen Chunxuan followed his step. Cen Chunxuan, General Governor of Guangdong and Guangxi Provinces commissioned Japanese Government Printing Bureau to produce silver dollar notes in 1905 and 1906 respectively. Those notes were in good circulation in the market, relieving greatly the financial pressure of Guangdong Province. Given that, this thesis will discuss in details about Governor Cen commissioning Japanese Government Printing Bureau and introducing Japan-made banknotes.

キーワード：清末、広東銭局、日本印刷局、日本製紙幣

### 一、はじめに

清代末期において清政府には統一した国家銀行がなく、戸部と各省が別々に鑄造権を持ち、各省の鑄造局が多く、さらに民間に私鑄の現象も多く発生していた。地域によって各省政府で鑄造された貨幣なども見られ、それぞれが異なり、民間の私鑄の貨幣の混乱は極めてひどかった。そのため大量の悪貨幣

が市場に出現し、貨幣市場が混乱していた<sup>1)</sup>。光緒15年(1889)に、両広総督であった張之洞が湖広総督へ転出した<sup>2)</sup>。張之洞は湖広総督となって着任早々に直面した問題の一つに貨幣問題があった。その貨幣とは小銭と呼称され、官製の制銭と比較すると軽量の私鑄銭で、「銅鋪私銷」<sup>3)</sup>などとして市中に横行していたとされる<sup>4)</sup>。私鑄銭の横行は全国的に共通した現象であったが、湖北省の場合、他省以上に深刻な問題を抱えていた。当時の漢口は、世界的な茶葉の搬出港であり、銅銭が茶葉取引の決済貨幣として使用されていた<sup>5)</sup>。このため銅銭の不足は茶市場を混乱させた<sup>6)</sup>。また湖北省はその歳入中に占める銅銭収入の割合が、最も多い省でもあった<sup>7)</sup>。湖北省政府としても何らかの対応に逼られていた。

このような状況下で、光緒22年(1896)湖広総督であった張之洞は銅の制銭の不足を改善する方法として日本から日本製紙幣を導入し<sup>8)</sup>、商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通した<sup>9)</sup>。

このような時期、光緒25年(1899)広西省で王和順による武装蜂起が拡大し、広東省まで波及した。光緒29年(1903)清政府は岑春煊を両広総督とし、資金を調達させ反乱を鎮圧させた<sup>10)</sup>。しかし当時の広東省の貨幣市場が混乱しており、さらに広東官銀錢局は資金が欠乏していた。そこで岑春煊も光緒31年(1905)に張之洞の方法に習い、広東省において官銀元票の発行を企図し、日本帝国政府印刷局から日本製の紙鈔票の導入を計画したのであった。光緒32年(1906)に岑春煊から両広総督を引継いだ周馥もまた同じ方法で日本の印刷局から日本製紙幣を導入したのであった。

そこで本論文において、両広総督であった岑春煊と周馥が、日本から日本製紙幣の導入を企図した経緯並びに、日本の印刷局に日本製紙幣の製造を依頼したことについて明らかにしたい。

## 二、広東省における日本製紙幣の導入の背景

### (一) 湖北省、山東省、直隸省における日本製紙幣の導入

張之洞は、光緒24年12月5日(1899年1月16日)に日本の神戸に向けて電報を発信し、神戸に駐在する中国領事官張梅へ「銀元票」の件について鄭國華への取り次ぎを依頼した<sup>11)</sup>。「銀元票」の製造を日

1) 石毓符、『中国貨幣金融金略』、天津人民出版社、1984年、88頁。

2) 『張文襄公全集』、卷二十九、奏議二十九、光緒十五年十一月二十七日付の「到湖広任謝恩摺」に、「茲于光緒十五年十一月二十五日行抵湖北省城」、(『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年9月、755頁)とある。

3) 『張文襄公全集』公牘十一「札司道籌議錢法」、(『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年9月、2632(2631~2362)頁)。

4) 『支那經濟全書』、東亞同文会編纂、1908年、第一輯、第五編物価、255頁。

5) 『支那省別全誌』、雄松堂フィルム出版、1967年、第九卷湖北省、536~538頁。

6) 『張文襄公全集』、卷九十六、公牘十一、光緒十六年閏二月初一日付の「札司道籌議錢法」に、(『張文襄公全集』、第二冊、河北人民出版社、1998年9月、2631~2632頁)。

7) 『支那經濟全書』、東亞同文会編纂、1908年、第一輯、第七編財政、938~976頁。

8) 劉四平、李細珠、「張之洞与晚清貨幣改革」、『歴史档案』、2002年第1期、100~109頁。

9) 『張之洞全集』、「札錢梅就近在日本点收头批銀元票八万張」、第5冊、河北人民出版社、1998年11月、3906頁。

10) 『申報』、第10909号、1903年9月2日。

11) 『張之洞全集』河北人民出版社、1998年11月、第9冊、電牘58、7699頁。

本に依頼するため、張之洞は鄺國華を暫く湖北省に帰郷させず、日本で事務処理を行うように命じている<sup>12)</sup>。鄺國華は、錢票の図様、印刷の数、手続費、交付と完成の時間等問題について日本の印刷局と相談している<sup>13)</sup>。光緒25年（1899）に「一元」銀元票を100万枚導入し、評判が良かったため、光緒26年（1900）には8万枚の「一元」銀元票、光緒30年（1904）に250万枚の「一千文」製錢票と光緒31年（1905）には300万枚の「一兩」銀元票と20万枚の「十兩」銀元票を追加した。張之洞が導入した日本製紙幣は商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通し<sup>14)</sup>、当時湖北省の貨幣混乱と財政危機をある程度緩和させた。各地の総督は張之洞の導入した日本製紙幣の成功を見て次々と参照しようとした。

光緒26年（1900）に袁世凱が山東巡撫であった時に、清朝廷は義和団事件による財政困難から「山東籌銀十萬兩、趕緊解交直隸保定府布政使衙門兌收」<sup>15)</sup>と、山東省に銀十萬兩の調達を命じた。これに対して、袁世凱は「惟查東省庫儲本極支絀、常年會計往往入不敷出…如無多方支撐、異常拮据、即本省尚不遑自給、實難協濟他省。懇天恩俯準、改指他省籌解」<sup>16)</sup>と、山東省の倉庫に蓄えられる金銭と物資が極めて少なく、常年の収入だけでは支出が追いつかないとして他省の協力が必要であるとした。当時の山東省は財政状態が極めて悪化していたのである。さらに義和団事件と庚子事変後にドイツの勢力が山東省に拡大してきた<sup>17)</sup>。山東省の経済の発展を促進し、財政の状況を改善し、ドイツの銀元の流通を制止するため、袁世凱は、光緒26年（1900）に朝廷に対して、銀元の鑄造と錢法を同時に実行することを主張した<sup>18)</sup>。しかし実現はできなかった。山東省で独自に銀元局を設立させ、銀元を製造することを企図した。そのため機械の購入と銀元局の開設を完成し、章程を制定した後、朝廷に上奏した。1901年袁世凱は再び朝廷に「西方国家的致富之途，大要在採鋁産，造鐵路，通貨幣及一切生財之道」<sup>19)</sup>と上奏し、さらに「臣現于省城創辦商務總局，議定章程，發局試辦，并籌辦官銀号，銀元局附于其中」<sup>20)</sup>と銀元局の設立を要請した。

1896年にあった初名が山東通濟錢局は、1901年に袁世凱が要請した山東官銀号と改称し、光緒27年10月に朝廷の許可を受け<sup>21)</sup>、済南で再編し成立された。この銀元局によって、袁世凱はできるだけ早く紙幣を流通させることを考えたが、しかし清国の印刷技術が未熟であったため、印刷された紙錢票は直ちに模造され、偽造紙幣が出現する事態となった<sup>22)</sup>。その改善策として考えられたのが、張之洞が行ったと同

12) 『張之洞全集』河北人民出版社、1998年11月、第9冊、電牘58、7699頁。

13) アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B11090620800（第37～44画像）。

14) 『張之洞全集』、「札錢恂就近在日本点收头批銀元票八万張」、第5冊、河北人民出版社、1998年11月、3906頁。

15) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「部撥協濟直省餉銀十萬兩請改指他省籌解折」、上冊、天津古籍出版社、1987年、214頁。

16) 『袁世凱奏議』、「部撥協濟直省餉銀十萬兩請改指他省籌解折」、215頁。

17) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、310頁。

18) 同30

19) 沈祖憲輯録、『養壽園奏議輯要』、台湾文海出版社、1967年、225頁。

20) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「創設東省商務局擬定試辦章程折」、上冊、343～344頁。

21) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、310頁。

22) 何娟娟「清末山東巡撫袁世凱導入日本制紙幣相關資料介紹」、松浦章編『近代東亞海域交流：航運・商業・人物』博揚文化、2015年6月、405～417頁。

様に、日本へ直接に紙幣の製造を指示し、直接日本政府の印刷局で製造された精緻な紙幣を導入することであった。1901年日本から導入した「拾両」4萬枚、「伍両」6萬枚、「壹両」30萬枚の紙幣が、山東省で流通し大歓迎を受け<sup>23)</sup>、1902年袁世凱はさらに数量限定であるが、「十両」紙幣を導入したのである<sup>24)</sup>。

山東省は日本に紙幣の製造を依頼し、その紙幣の流通が山東省の金融に役だったことで、袁世凱は直隸総督兼北洋大臣に赴任後、また北洋銀元局のために日本製紙幣の依頼を企図していた。光緒28年(1902)3月袁世凱は北洋官報局を天津に成立させ、同年12月『北洋官報』を発行し、同郷出身の侍郎張孝謙を同局総弁に挙げて、印刷事業を兼営したが、其の銅、石、鉛、写真等各版の職工は日本から雇い、各省の紙幣及び錢鈔を印刷している<sup>25)</sup>。しかしその印刷技術は高いが、紙幣原紙の製造する技術は未熟なため、袁世凱は日本製の紙幣原紙の導入を考えていた。このように袁世凱は日本製紙幣を、そのまま導入するのではなく、紙幣用の原紙の依頼を企図したのであった。1905年に袁世凱は北洋官報局で日本から導入した銅元紙幣原紙90萬枚を使って「伍拾枚」、「壹百枚」、「伍百枚」の銅元票を印刷した<sup>26)</sup>。発行したとき、市場で流通している制錢が非常に不足し、一枚の銅元は十文の制錢と兌換できず、銅元票を利用し、補助的に制錢と共に施行されたことで、人々の日常生活が極めて便利になった<sup>27)</sup>。

## (二) 広東省における貨幣改革の推移

中国は対外貿易の発展によって、外国の貨幣いわゆる「洋錢」が大量に流入し、このため各地でも流通貨幣が混乱し、財政が悪化していた。広東省における貨幣混乱の状況は他省よりも深刻であった。当時、広東省省内の各地で使用されていた貨幣は同一ではなく、潮汕すなわち廣東東北部の潮州や汕頭と琼崖すなわち東南部の海南島や雷州半島などの地では「大洋」が使用され、他の所では「小洋」が使用されていた。商人の間では商取引の金額は大きく変動し、銀塊により取引していた。また香港で通用していた貨幣は広東省市場に対して、重大なカギを握っていた。さらに、広州は当時中国の重要な対外開放の港口であるため、外国貨幣の輸入された数量は全国の最大規模となっていた。広東省の貨幣混乱は金融に悪い影響を与えただけではなく、財政など税収にまで及んでいた。

光緒9年(1883)に在任中の両広総督張之洞は、広東省の在任の活路は貨幣の改革と錢局の創設にあると考えていた。光緒13年(1887)彼は朝廷に「惟用機器製造、則錢精而費不短」<sup>28)</sup>と、機器で製造すれば、製錢の品質は良くさらに時間も節約できると上奏した。現状は「官錢日乏、商民病之」<sup>29)</sup>と、官制の

23) アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B11090620900(第1～3画像)

24) "NORTH-CHINA HERALD AND SUPREME COURT & CONSULAR GAZETTE THE WEEKLY EDITION OF THE NORTH-CHINA DAILY NEW", VOL.LXVIII, NO.1812, SHANGHAI, APRIL.30.1902, p.856, 'Government Notes in Shantung.'

25) 佐久間東山著、石橋秀雄注、『袁世凱伝』、現代思潮社、1985年7月15日、95頁。

26) アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B11090615100(第2、3画像)

27) 中華紙幣研究論壇、歴代紙幣と外国勢力在華発行紙幣、古代鈔票と清代鈔票、中国嘉徳2013精品推薦、「光緒三十一年北洋銀元局銅元票」、2013年5月4日。

28) 楊端六、『清代貨幣金融史稿』、三聯書店、1962年、第44頁。

29) 楊端六、『清代貨幣金融史稿』、第226、289、290頁。

製錢は日々に乏しいため、商人と庶民の日常生活において不便であった。外国制銀幣の侵入は「以致利归外洋、漏卮無底」<sup>30)</sup>と、銀塊からの利潤が外国人のものとなり、尽きることがなかった。そこで「試製製錢、儲備滇黔各省扩充防鑄、以備民用而欲辺餉」<sup>31)</sup>と、製錢を試製し、雲南省、貴州省などにおいて民用と軍隊の配給物資を準備するため拡大的に鑄造してはどうかとの意見であった。

光緒13年（1887）張之洞は、朝廷に広東省で工場を創設し、機器で製錢を鑄造することを奏請した。朝廷からの許可を受け、「択地於東門外一里之黃華塘買地八十二畝有奇。貼近東濠加寬深、便於轉運、照囟建場」<sup>32)</sup>と広州の大東門外の黃華塘の82畝の土地を買い、輸送のため濠を広く深く建造させた工場を建造した。光緒13年（1887）に着工し15年（1889）2月に完成し、「廣東錢局」と命名し、同年4月24日に「光緒通宝庫平一錢」の方孔製錢を鑄造し始めた。張之洞は朝廷に「運動健捷勻準、所成之錢、輪廓光潔、字迹精好、實非人力所能及、私鑄斷難倣效」<sup>33)</sup>と報告している。完成した機器は運行が速く、鑄造した製錢の輪郭には光沢があり、貨幣の印刻の文字は良好であった。この製作は人力では無理なため、私鑄も模造できなかった。製造した製錢は広東省内で流通しただけでなく、国内の他の省においても流通した。しかし、このような状態はいつまでも続かなかった。張之洞が、「同治以来、滇銅銅不旺、洋銅價值日昂、鼓鑄久停、青銅製錢日罕日珍、近來市面現錢日行短缺、而商民交納官項以及民間日用交易皆需此物」<sup>34)</sup>と指摘したように、同治以来、雲南省の銅の産量は減少し、洋銅すなわち輸入銅の価値は高騰し、鑄造は一時的に中止したことで、青銅製錢は日々に減少した。市場上に流通する現錢はますます不足した。しかも、商民たちが税金を納め、民間用の日用商品の取引にはほとんど製錢が必要であった。ところが製錢を鑄造する原料の銅は不足し、銅と鉛の価値は次第に高騰し、製錢の鑄造は日々に欠損を生じていた。

当時、広州は長期にわたる「一口通商」の地位を維持しようとし、貿易に来航する外国商船は交易のため、常に銀元を満載していた。このため外国の銀元「洋錢」が潮のように広州になだれ込んできた。しかし「洋錢」の個々の重量が軽くなり、市場で使用しやすいため大人気となったが、その供給量が少なく需要に対応できなかった。そのため「洋錢」の価値が高くなるのは当前のことであった。外国の銀元「洋錢」は、銀の純度から言えば、清朝国内の重量により成型された紋銀に及ばなかった。清朝の紋銀の純度は、10に対し9.3以上であったが、外国からの「洋錢」は9以下であり、一枚の重さが0.7両の外国銀元に含まれる銀はただ0.6両ほどである。しかし市場の需給により、「洋錢」の流通価値は紋銀より高くなっていった。一枚の外国銀元「洋錢」は、0.8両の紋銀に兌換できるが、品質はともかく、外国人にとって、清朝国内における「洋錢」の使用は利益が多かった。そのために、不法な外国商人は、清朝の紋銀を本国に密輸し、「洋錢」に再鑄造し、また清朝に運び、そこから不正な利潤を得ていた。これらの外国商人はこんな方法で大きな利潤を蓄え、さらに「洋錢」を鑄造する際に、銀以外の他の金属を含

30) 『張文襄奏稿』、第2冊、第678頁。

31) 楊端六、『清代貨幣金融史稿』、第45頁。

32) 廣東錢局編、「廣東造幣廠第一次報告書」、廣東錢幣造幣廠、1644年～1911年。

33) 『張之洞全集』、「請鑄銀元折」、第2冊、第890、891頁。

34) 『張之洞全集』、「請鑄銀元折」、第2冊、第890、891頁。

有させた。このようなことで、広州の金融界は多大な損害を受けていたのであった<sup>35)</sup>。

光緒13年(1887)に両広総督張之洞は外国からの銀元「洋錢」の危機を感じ、朝廷に「以至利帰外洋、漏卮無底、窃惟鑄幣便民、为国家自有之權利」<sup>36)</sup>と、国家には銀元を鑄造する基本的な権利があり、自国の銀元を鑄造してはじめて、国民に便宜を齎し、外国からの銀元の侵入を制止できるとしたのである。

光緒15年(1889)に広東錢局が、製錢を鑄造する時、銀元を試鑄し始めた。同年八月六日に張之洞は、朝廷に「並將拟鑄銀元式样大小計五種、每種十元、分装两匣、開列清單、恭呈御覽」、「以上大小銀元分两、系照光緒原奏每元重七錢」と報告した<sup>37)</sup>。今回の銀元は、重量が0.73両で、銀の純度が9割以上であったことから「七三反版龍洋」と呼ばれている。しかし、その銀元が市場に流通後、まもなく不法商人がすぐ買い集め溶解し、銀の純度が低い銀元に改鑄し、また市場に投入してその差益を儲けた。張之洞は不法商人の利潤を極限に縮小するため、朝廷に「今因匯豐洋行商請附鑄、拟改為每元重七錢二分、二号以次按照遞減、以順商情」<sup>38)</sup>と報告し、改正した銀元は重さを0.72両に変え、品質も下げ、「七二反版龍洋」と呼ばれた。この「龍洋」を鑄造した後、清朝は「七二反版龍洋」を中国の法定貨幣と規定したが、錢糧、厘課、税捐及び一切の税金、納入など全てに必ずこの「七二反版龍洋」を使用したことから「中国自行銀錢自此始」<sup>39)</sup>とされ、清末中国はここに来て始めて自国製の銀元「龍洋」を使用することになったのである。

光緒15年(1889)十一月五日に、戸部尚書張之万は銀元の様式について、「惟將洋文列于中国年号之内、体制尚有未合、應請飭令該督將洋文改鑿蟠龍之外、以「廣東省造庫平七錢二分」漢文十字改列正面…較為妥協」と、張之万は廣東製造の龍洋銀元面に「廣東省造庫平七錢二分」と刻印することを上奏した。光緒15年(1889)七月初七日に、張之洞は湖広総督に転出され、十一月に再度湖北省に赴任したため、銀元の鑄造を続けることは両広総督を引き継いだ李瀚章に任せられた。光緒16年(1890)彼は「窃照粵省購買機器試鑄銀元、業經奉諭允準試辦。…一面飭由善後局陆续撥給紋銀、于本年四月初二日開炉試鑄」<sup>40)</sup>と、廣東省では機器を購入し、銀元の鑄造が光緒16年四月二日より開始されたことを報告している。この鑄造された龍洋は、重さが七錢二文の「通行版龍洋」であり、「粵鑄銀元、津市一律行用、与英洋不殊」、「利民便民、成效显著」などのため、清朝廷は「沿江沿海各省亦可自行設局」と許可し、次々「直隸、浙江、安徽、奉天、吉林以次開鑄」<sup>41)</sup>、と各地に広がっていき、このため銀元の龍洋の数量は増え、全国の範囲で流通していた。龍洋の発行に伴って、補助貨幣も流通し始めた。まず、補助貨幣の銀幣は貨幣価値が小さく、多くの民衆の生活に適合し、大歓迎を受けた。その他に一番重要な製錢の代わりに銅元の流通がある。光緒26年(1900)六月広東省は「開炉鼓鑄(銅元)、每日成約四万余箇…数月以

35) 吳志輝、肖茂盛、『広州貨幣三百年』、広東人民出版社、1990年12月。

36) 『中国近代貨幣史資料』、(第1輯下冊)、中華書局、1964、第671頁。

37) 『中国近代貨幣史資料』、(第1輯下冊)、第672頁。

38) 『中国近代貨幣史資料』、(第1輯下冊)、第673頁。

39) 『清史稿・食貨五・錢法』、卷124。

40) 『申報』、第10506号、1890年6月8日。

41) 『清朝統文獻通考・錢幣考』、卷17。

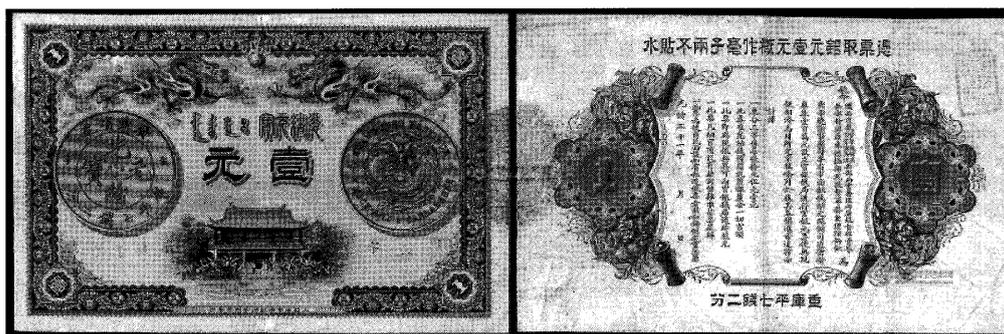
来、行鎖無滞、郡民称便」<sup>42)</sup>と、銅元を鑄造して人々から歓迎された。

しかし、銀元と銅元の鑄造は鉱物を採掘し、原料の銅を購入するなど、どの段階でも資金が必要で、重金属資源の開発には限りがあったことで、広東省政府の財政に困難をもたらした。

光緒25年（1899）に広西省で王和順による武装蜂起が拡大し広東省まで波及したが、光緒29年（1903）清政府は岑春煊を両広総督とし、資金を調達させ反乱を鎮圧させた<sup>43)</sup>。しかし当時の広東省の貨幣市場は混乱しており、さらに広東官銀錢局は資金が欠乏していた。そのため、光緒31年（1905）岑春煊は紙幣の発行を企図し、財政困難を緩和する。

光緒30年（1904）両広総督岑春煊、広東巡撫張人駿は朝廷に広東官銀錢局の創設を上奏した。藩庫、関庫、広東海防善後局から資本金100万銀元を準備し、広州の山西票号豊潤から保証を得て、善後局の下で管理する広東官銀錢局を広州の濠畔街で成立した。その主要な業務は紙幣を発行し、造幣場の代わりに銀塊を購入した。善後局から差し出した銀錢により、鑄造した銀毫の発行を取り扱い、補助貨幣の銅元を兌換した。広東官銀錢局は資金が欠乏していたため、前に紙幣を発行した湖北省、山東省、直隸省などに倣い、官銀元票を発行することを企図した<sup>44)</sup>。

広東官銀錢局は、多種類の紙幣を発行している。紙幣の表面の文字は右から左への書き方で、告示は縦書き、それ以外の文字は全部横書きであった。第一版の紙幣は1904年に天津の北洋官報局で印刷されたが、印刷が不鮮明のため、全文発行できなかった。1905年の第二版と第三版の紙幣は、日本政府の印刷局で印刷され、額面は10元、5元、1元の三種類である。紙幣は額面を除き、全文同じである。次の図は日本の印刷局が印刷した紙幣であり、額面が「壹元」銀元票を下に掲げた。



1908年の第三版の紙幣は、表面は第二版と同様であるが、裏面の告示が「欽差兩広総督部堂」となっている。

銀元票の図案と文字は、横書きを採用し、表面に双竜図案があり、中央の左右に銀元「廣東省造庫平七錢二分光緒元寶」と表面と裏面とに見られ、龍洋の間に満漢文字「光緒元寶」と「壹元」、「伍元」、「拾元」が印刷されている。銀元票の下部に二階建ての家屋が印刷され、家屋の下部に「廣東錢局」とある。

42) 『中国近代貨幣史資料』、(第1輯下冊)、第674頁。

43) 『申報』、第10909号、1903年9月2日。

44) 中華紙幣研究論壇、歴代紙幣与外国勢力在華発行紙幣、古代鈔票与清代鈔票、広東官銀錢局。

表面の最下部に「大日本帝国政府印刷局製造」とある。裏面の上部に「凭票取銀元□元概作毫子不貼水」とあり、中央に「欽命頭品頂戴紫荆城騎馬賁穿黃馬褂部尚書署理兩廣總督部堂岑、兵部侍郎廣東巡撫院提督軍務兼理糧餉張」と告示され、最下部に「重庫平七分二錢」と印刷されている。銀元票の表面の最下部に「大日本帝国政府印刷局製造」とあるように、この銀元票は日本の印刷局によって製造されたものである。

そこでつぎに、広東錢局が日本の印刷局に日本製紙幣の製造を依頼した事情を明らかにしてみたい。

### 三、広東省における日本製紙幣の導入の過程

それでは広東錢局はどのように「大日本帝国政府印刷局」へ紙幣の製造を依頼したのであろうか。日本に残された史料から検討してみたい。

明治38年（光緒31、1905）5月3日付の「印刷局ニ於テ清国廣東錢局銀元票製造ニ関スル契約書案ノ件」<sup>45)</sup>に次のように見られる。

明治三十八年五月三日 印刷局長得能通昌

清国廣東錢局銀元票製造ニ関スル契約書案伺

清国廣東錢局銀元票壹百參萬枚製造方依頼有之候ニ付、別紙之通り、清国欽差大臣ト契約書取換ノ上、製造致度此段御候也。

契約書

大清帝国欽差出使大臣楊樞兩廣總督岑春煊ニ代リ、大日本帝国政府印刷局長得能通昌トノ間ニ於テ、廣東錢局銀元票壹百參萬枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス

- 第一條 大清帝国欽差出使大臣楊樞、兩廣總督岑春煊ニ代リ、廣東錢局壹元銀元票八拾五萬枚、伍元銀元票拾參萬枚、拾元銀元票五萬枚ノ製造ヲ大日本帝国政府印刷局長得能通昌ニ依頼
- 第二條 印刷局ニ於テ、調製シタル壹元銀元票、並ニ五元銀元票、拾元銀元票。由各国ニ、欽差出使大臣ノ調印シタルヲ以テ、製造ノ定準トス、又用紙ハ三種トモ廣東錢局ノ文字ヲ調込シ、紙質及厚サハ湖北銀元局銀元票用紙ニ倣フ
- 第三條 印刷局長ハ、銀元票各種ノ色彩ヲ撰定シテ、之ヲ試刷シ、欽差出使大臣ニ示シ、其校正ヲ受ケ、タルモノヲ確實ナルモノト
- 第四條 印刷局長ハ第二條據リ、一元銀元票八拾五萬枚、伍元銀元票拾三萬枚、拾元銀元票五萬枚ヲ製造シ、製造済ノ上、之ヲ欽差大臣又ハ同大臣ノ指定セル受取人ニ東京印刷局構内ニ於テ、引渡スベシ
- 第五條 銀元票三種合計一萬參萬枚製造代價ハ、日本全貨貳萬六萬圓即一枚ニ付貳錢ノ割ト定ム。但本文ノ代價ハ、印刷局長ニ支拂フ分ノシニシテ、荷造及通送費ハ包含セス

45) アジア歴史史料センタータ Ref. A04010085600内閣 公文雜纂 明治38年 第1卷 国立公文書館（第1-5画像）

- 第六條 印刷局長ハ銀元票ヲ製造シ、壹元銀元票ハ明治三十八年七月二十日ヨリ十月十五日マデ、五元銀元票ハ明治三十八年九月四日ヨリ九月三十日マデ、拾元銀元票ハ明治三十六年九月十五日ヨリ十一月十日マデノ間ニ、東京印刷局構内ニ於テ、引渡ヲ為スベシ。但至急ヲ要スル日本帝国政府ノ製造品輻輳セル場合又ハ天災其他避クベカラザル事故アルトキハ本文引渡期日ヲ変更スルコトアルベシ
- 第七條 欽差大臣ハ銀元票受取ノ為メ、豫テ受取人ヲ定メ、印刷局長ヨリ、豫テ通知ノ為通知ノ日ヨリ、七日以内ニ、其受取人ニ欽差大臣ノ記名調印セル受取證書ヲ持参セシメ、其受取證書ト引渡ニ現品ヲ引取ルベシ
- 第八條 印刷局長ハ現品ヲ引渡レタル後ニ、負数ノ遇不呈其他檢傷等アルモ其責ニ任セザルヘシ、若シ印刷局内ノ工匠ニシテ、私造若クハ超過印刷等ノアリテ、両廣総督ニ於テ、発見シ、印刷局長ニ其取調ヲ請求シタルトキ、印刷局長ハ之ヲ拒ムヲ得ス
- 第九條 欽差大臣ハ銀元票ノ引渡ヲ受ケ、其負数ニ該当スル製造代価ノ請求アリタルトキハ三日以内ニ、其代価ヲ印刷局長ニ支拂スベシ
- 第十條 銀元票ノ原版ハ製造完結ノ後第七條ノ手續ニ授リ引渡スベシ
- 第十一條 欽差大臣ニ於テ銀元票ノ製造中止ヲ申込タルトキハ印刷局長ハ其事情止ヲ得サルモノト認ムルトキニ限り其申込ニ應スルコトアルヘシ
- 第十二條 印刷局長ハ前條製造中止ヲ承諾シタルトキハ該製造ニ要シタル一切ノ費用ヲ精算シテ、欽差大臣ニ賠償ヲ求メ、同大臣ハ其請求金額ヲ參拾日以内ニ印刷局ニ支拂スベシ。但本文ノ場合ニ於テ、印刷局ハ銀元票ノ用紙及ヒ印刷銀元票又ハ製造中ノ紙張ニ製造ノ原料ヘ均シク、第七條ニ照シ、悉ク引渡スベシ、右ノ該校トシテ、互ニ日本文各貳通記名調印スルモノナリ

大日本帝国明治三十八年五月

大清帝国光緒三十一年五月

東京印刷局ニ於テ之ヲ作ル

この残された契約書の案文からつぎのことが知られる。

清国広東錢局から日本政府印刷局に銀元票100万枚の製造の依頼されたことについて、日本政府印刷局長の得能通昌は、両広総督岑春煊に代わり欽差大臣楊樞と協議した後、契約書を光緒31年（明治38）5月東京印刷局において作成した。契約書は12条からなり以下のような内容であった。

契約の内容は、第一条は、大清帝国欽差出使大臣楊樞が両広総督岑春煊に代り、広東省錢局から「壹元」銀元票が85万枚、「伍元」が銀元票30万枚、「拾元」銀元票が5万枚の製造を大日本帝国政府印刷局長得能通昌に依頼するものであること。

第二条は、日本の印刷局において、製造する「壹元」銀元票、及び「五元」銀元票、「拾元」銀元票は、欽差出使大臣の調印によって製造の基準とし、また用紙は三種類共に広東省錢局の文字を含め、紙質及び厚さは湖北省銀元局の銀元票の様式に準ずること。

第三条は、印刷局長は各種の銀元票の色彩を撰定し、それを試刷し、欽差出使大臣に示し、其校正を受け、調製後の模写本を確認すること。

第四条は、印刷局長は第2条に依り、「壹元」銀元票が85万枚、「伍元」銀元票が13万枚、「拾元」が銀元票5万枚を製造し、製造後は、それを欽差大臣あるいは同大臣の指定する受取人に対して東京印刷局の構内において引渡すとする事。

第五条は、三種類の銀元票は合計103万枚であり、製造の代価は日本の金貨で206万圓即1枚につき金2銭の割りと定め、但し全ての代価は印刷局長に支払い、荷造及び輸送費が包含されている事。

第六条は、印刷局長は銀元票を製造し、「壹元」銀元票が明治38年7月20日から10月15日まで、「五元」銀元票が明治38年9月4日から9月30日まで、「拾元」銀元票が明治36年9月15日から11月10日までの間に、東京印刷局構内において引渡しすること。

但し、緊急を要す場合、日本帝国政府の製造品を輸送するなどの際に、天災そのほか避けられない事故がある時は、製品の引渡し期日を変更することもある事。

第七条は、欽差大臣は銀元票を受領するため、予め受取人を定め、印刷局長より予め通知し、通知日から七日以内に、その受取人は欽差大臣の記名を調印した受取証書を持参し、その受取証書を引渡し、現品を引き取る事。

第八条は、印刷局長は現品を引渡した後、枚数の不合、そのほかの検品などの責任を有する。しかし、印刷局内の工匠に、また私造若しくは超過印刷などは、両広総督において検査し、印刷局長はその取調べを請求された時、印刷局長はそれを断わることが出来ない事。

第九条は、欽差大臣は銀元票を引渡しを受け、その枚数に該当する製造代価を請求された時は三日以内にその代価を印刷局長に支払う事。

第十条は、銀元票の原版は製造終了後、第7条と同様に引渡す事。

第十一条は、欽差大臣が、銀元票の製造中止を求める時、印刷局長はその事情が止やむを得ない場合のみに限り、その申込みに応ずること。

第十二条は、印刷局長は前条の製造中止を承諾した時、該製造に要する一切の費用を精算し、欽差大臣に賠償を求め、同大臣はその請求金額を30日以内に印刷局に支払う事。但し、印刷局は銀元票の用紙及び印刷中の銀元票、または製造中の紙張、製造の原料は均しく第七条に照し、悉く引渡す事。以上を相互に各2通の記名をもっと調印するものとする。

この契約書の内容のように、両広総督岑春煊の代わりに、欽差大臣楊樞が直接日本政府印刷局に依頼し、「壹元」を85万枚、「伍元」が13万枚、「拾元」が5万枚の銀元票の製造を、欽差大臣楊樞は、直接日本政府印刷局との間で契約書を交わした。

また銀元票の製作を追加した際の「清国廣東錢局銀元票製造契約書ノ条項ニ依リ増製造件」<sup>46)</sup>には、次のように見られる。

明治三十八年七月十二日

清国廣東錢局銀元票製造方、本年五月九日清国公使楊樞ト契約候処、更ニ該契約書之条項ニ依リ、増製造之義別紙ノ通、申越候間交渉シ通回答致度。此段相伺候也案。廣東錢局拾元銀元票五万枚、五元銀元票十万枚。本年五月九日付契約書之

46) JACAR Ref. A04010085800 (第1-3画像)

条項ニ依、増製造之義御依頼之趣了承致候。此段貴答申進候敬具。

日本政府印刷局長

大清国出使欽差大臣宛

敬覆者前推貴局長函充將。廣東錢局十元銀元票加造五万張、五元銀元票加造十万張。所有一切条忝照貴曆本年五月九日所訂合同。一律弁理所需票計共金三千圓並訂明自貴曆本年十一月十一日起至明年一月十五日以内如数交清等。因具微盛誼母任慰。即希從速代造按期交納為。荷順頌時社。

大日本政府印刷局長得能通昌閣下

楊樞謹具

この日本政府印刷局長得能通昌と欽差大臣楊樞との間の往来書簡から、「印刷局ニ於テ清国広東錢局銀元票製造ニ関スル契約書案ノ件」には、契約した103万枚の銀元票を製造する以外に、その契約書の条項により、「拾元」銀元票が5万枚、「伍元」銀元票が10万枚の製造を追加し、製造代価は日本金貨3千圓で、納期は光緒31（明治38、1905）11月11日から明年1月15日までとある。

このことから明治38年（1905）5月3日の契約書において、製造依頼件の銀元票は「壹元」が85万枚、「伍元」が13万枚、「拾元」が5万枚であり、明治38年7月12日追加した銀元票は「伍元」が10万枚、「拾元」が5万枚、合計「壹元」85万枚、「伍元」が23万枚、「拾元」が10万枚であった。

これらの銀元票は中国広東省に導入された後、市場で順次流通した。明治39年（1906）に広東錢局は再び日本印刷局に銀元票の製造を依頼した。その際の契約書の案文である「清国広東錢局銀元票製造ニ関スル契約書案ノ件」<sup>47)</sup>に次のように記述している。

明治三十九年七月十八日 印刷局長得能通昌

清国広東錢局拾元銀元票製造ニ関スル契約書案伺

清国広東錢局拾元銀元票貳拾万枚製造方依頼致シ度ニ付、別紙之通り、清国欽差大臣ト契約書取換ハシノ上、製造致度此段御伺候也。

契約書

大清国帝国欽差出使大臣楊樞両廣総督岑春煊ニ代リ大日本帝国政府印刷局長得能通昌トノ間ニ於テ、廣東錢局拾元銀元票貳拾万枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス

- 第一條 大清帝国欽差出使大臣楊樞両廣総督岑春煊ニ代リ、廣東錢局拾元銀元票貳拾万枚ノ製造ヲ大日本帝国政府印刷局長得能通昌ニ依頼セリ
- 第二條 拾元銀元票ハ廣東錢局ヨリ、印刷局ニ送付シタル原版ニ依リ、去ル明治三十八年五月九日付契約書ニ基、製造シタル拾元票ヲ以テ、製造ノ定準トス
- 第三條 印刷局長ハ第二條ニ処リ、拾元銀元票貳拾万枚ヲ製造シ製造済ノ上、之ヲ欽差大臣又ハ内大臣ノ指定セル受取人ニ東京印刷局構内ニ於テ、引渡スベシ
- 第四條 拾元銀元票貳拾万枚ノ製造代価ハ、日本金貨四千圓即壹枚ニ付貳錢ノ割ト定ム。正本文

47) JACAR Ref. A04010095600（第1-4画像）

ノ代価ハ印刷局ニ支拂フ分ノミニシテ、荷造及ヒ遞送費ハ包含セス

- 第五條 印刷局長ハ拾元銀元票ヲ試刷シ、欽差大臣ニ示シ、其校正ヲ確實ナルモノトス
- 第六條 印刷局長ハ拾元銀元票ヲ製造シ、明治三十九年十二月二十五日迄ニ東京印刷局構内ニ於テ、引渡ヲ為スベシ。但至急ヲ要スル日本帝国政府ノ製造品輻輳セル場合、又ハ天災其他避クヘカラサル事故アルトキハ、本文引渡期日ヲ変更スルコトアルベシ
- 第七條 欽差大臣ハ拾元銀元票受取ノ為メ、豫テ受取人ヲ定メ、印刷局長ニ通知シ、置キ拾元銀元票引渡ノ期日ハ、印刷局長ヨリ豫テ通知ヲ為シ、通知ノ日ヨリ七日以内ニ、其受取人ニ欽差大臣ノ記名調印セル受取証書ヲ持参セシメ、其受取証書ト引換ニ、現品ヲ引取ルベシ
- 第八條 印刷局長ハ現品ヲ引渡シタル後ニ、員数ノ過不足其他損傷等アルモ、其責ニ任セザルベシ。若シ印刷局内ノ工匠ニシテ、私造若クハ超過印刷等ノ弊アリテ兩廣總督ニ於テ、発見シ、印刷局長ニ其取調ヲ請求シタルトキハ、印刷局長ハ之ヲ拒ムヲ得ス
- 第九條 欽差大臣ハ拾元銀元票ノ引渡ヲ受ケ、其員数ニ該当スル製造代価ノ請求アリタルトキハ、三日以内ニ、其代価ヲ印刷局長ニ支拂スベシ
- 第十條 拾元銀元票ノ原版ハ、製造完結ノ後、第七條ノ手續ニ抛リ、引渡スベシ
- 第十一條 欽差大臣ニ於テ、拾元銀元票ノ製造中止ヲ申込タルトキハ、印刷局長ハ其事情止ヲ得サルモノト認ムルトキニ限り、其申込ニ應スルコトアルベシ
- 第十二條 印刷局長ハ、前條製造中止ヲ承諾シタルトキハ、該製造ニ要シタル一切ノ費用ヲ清算シテ、欽差大臣ニ賠償ヲ求メ。同大臣ハ其請求金額ヲ参拾日以内ニ印刷局長ニ支拂フスベシ。但本文ノ場合ニ於テ、印刷局長ハ拾元銀元票ノ用紙及印刷済ノ拾元銀元票、又ハ製造中止ノ紙並ニ製造ノ原料ハ均シク第七條ニ照シ、悉ク引渡スベシ、右ノ該校トシテ、互ニ日本文各貳通記名調印スルモノナリ

大日本帝国明治三十九年

大清帝国光緒三十二年

東京印刷局ニ於テ之ヲ作ル

清国広東錢局から日本政府印刷局へ「拾元」銀元票20万枚の製造を依頼した。日本政府印刷局長得能通昌は両広總督岑春煊の代わりに、欽差大臣楊樞と協議した後、契約書を光緒32年（明治39）7月東京印刷局において作成した。契約書は12条からなる。

第一条は、大清帝国欽差出使大臣楊樞は両広總督岑春煊に代り、広東省錢局から「拾元」銀元票20万枚の製造を大日本帝国政府印刷局長得能通昌に依頼すること。

第二条は、「拾元」銀元票は広東錢局より印刷局に送付した原版に依拠し、去年（明治38年）5月9日付きの契約書に基き製造した「拾元」銀元票を以って、製造の基準とする。

第三条は、印刷局長は第2条に依り、「拾元」が銀元票20万枚を製造し、製造済の上、それを欽差大臣あるいは同大臣の指定する受取人に東京印刷局の構内に於いて引渡すこと。

第四条は、「拾元」銀元票20万枚の製造の代価を日本の金貨で4千圓、即1枚につき2錢の割合と定める。但し、完成品の代価は印刷局長に支払い、荷造及び郵送費を包含するものとする。

第五条は、印刷局長は「拾元」銀元票を試刷し、欽差出使大臣に示し、その校正を受け、調製の模写本を確認するものとする。

第六条は、印刷局長は「拾元」銀元票を製造し、明治39年12月25日までに、東京印刷局構内において引渡しする。但し、緊急を要する際、日本帝国政府が製造品を輸送する場合また、天災そのほか避けらざる事故がある時は、引渡期日を変更する場合があること。

第七条は、欽差大臣は「拾元」銀元票を受け取るため、予め受取人を定め、印刷局長に通知する。「拾元」銀元票の引渡す期日は印刷局長より予め通知し、通知の日から七日以内に、その受取人は欽差大臣の記名を調印した受取証書を持参し、その受取証書を引渡し、現品を引き取ること。

第八条は、印刷局長は現品を引渡した後、枚数の不合、そのほかの検査などに関するその責任がある。しかし、印刷局内の工匠、または私造若しくは超過印刷などのあり、両広総督が発見し、印刷局長にその取調べを請求する時、印刷局長はそれを断わることが出来ないこと。

第九条は、欽差大臣は「拾元」銀元票を引渡しを受け、その枚数に該当する製造代価を請求された時は、三日以内にその代価を印刷局長に支払うこと。

第十条は、「拾元」銀元票の原版は製造の完結後、第7条の手続きに抛り、引渡すこと。

第十一条は、欽差大臣が「拾元」銀元票の製造中止を申込む時、印刷局長はその事情が止めるのを得ざることを認める限りにおいて、その申込みに応えること。

第十二条は、印刷局長は前条の製造中止を承諾した時、該製造に要する一切の費用を精算し、欽差大臣に賠償を求め、同大臣はその請求した金額を30日以内に印刷局に支払うこと。但し、印刷局は「拾元」銀元票の用紙及び印刷中の「拾元」銀元票、または製造中の紙張、製造の原料は均しく、第七条に照し、悉く引渡すことを、相互に各2通の記名を調印するものである。

光緒33年（1907）岑春煊は郵伝部尚書に赴任したため、以上の事業は両広総督を引き継いだ周馥に任せられた。周馥は紙幣の発行を続け、同年3月28日に広東錢局は日本印刷局に日本製紙幣の製造を依頼した。「清国広東錢局銀票製造ニ関スル契約書案ノ件」<sup>48)</sup>に次のように記述している。

明治四十年五月一日 印刷局長山中政亮

清国広東錢局拾元銀元票製造ニ関スル契約書案伺

清国広東錢局壹元成元銀票拾萬枚、同伍元成元銀票八萬枚、同拾元成元銀票拾五萬枚製造方依頼有之候ニ付、別紙之通り、清国欽差出使大臣ト契約書取換ノ上、製造致度此段相候也

大清帝国欽差出使大臣楊樞両廣総督周馥ニ代リ大日本帝国政府印刷局長山中政亮トノ間ニ於テ、廣東錢局壹元成元銀票拾萬枚、同伍元成元銀票八萬枚、同拾元成元銀票拾五萬枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス

第一條 大清国欽差出使大臣楊樞両廣総督周馥ニ代、広東錢局壹元成元銀票拾萬枚、同伍元成元銀票八萬枚、同拾元成元銀票拾五萬枚ノ製造ヲ大日本帝国政府印刷局長山中政亮ニ依頼セリ

第二條 印刷局ニ於テ調製シタル壹元成元銀票ノ下図並ニ、伍元成元銀票ノ畧図拾元成元銀票ハ

48) JACAR Ref. A04010119400 (第1-5画像)

金高文字ヲ除ク外文字紋様等ハ壹元成元銀票ニ倣フニ欽差出使大臣ノ調印シタルモノヲ以テ製造ノ定準トシ用紙ハ三種共廣東錢局ノ文字ヲ渡込ミ紙質及厚サハ曾テ印刷局ニ於テ調製シタル廣東錢局銀元票用紙ニ倣フ

- 第三條 印刷局長ハ第二條ノ下図ニ依リ、其色彩ヲ撰定シ、文字ト共ニ之ヲ試刷シ、欽差出使大臣ニ示シ、其校正ヲ受ケ、タルモノヲ確實ナルモノトス
- 第四條 印刷局長ハ第二條ニ処ク、壹元成元銀票拾萬枚、伍元成元銀票八萬枚、拾元成元銀票拾五萬枚ヲ製造シ、製造済ノ上、之ヲ欽差出使大臣ノ指定セル受取人ニ東京印刷局構内ニ於テ引渡スヘシ
- 第五條 壹元成元銀票拾萬枚ノ製造代価ハ日本金貨貳千圓即千壹枚ニ付金貳錢、伍元成元銀票ハ八萬枚ノ製造代価日本金貨貳千圓即千壹枚ニ付金貳錢五厘、拾元成元銀票拾五萬枚ノ製造代価ハ日本金貨四千五百圓即千壹枚ニ付金參錢ト定ム。但本文ノ代価ハ印刷局長ニ支拂フ分ノミニシテ、荷造及遞送費ハ包含セス
- 第六條 印刷局長ハ銀票ヲ製造シ、壹元成元銀票ハ明治四十年十一月二十五日ヨリ十二月二十八日、伍元成元銀票ハ同四十一年一月六日ヨリ一月三十一日、拾元成元銀票ハ同年三月一日ヨリ三月三十日迄ニ悉皆引渡ヲ了スヘシ。但至急ヲ要スル日本帝國政府ノ製品輻輳セシ場合、又ハ天災其他避クヘカラサル事故アルトキハ、本文引渡期日ヲ變更スルコトアルヘシ
- 第七條 欽差出使大臣ハ銀票受取ノ為メ、豫ヲ受取人ヲ定メ、印刷局長ニ通知シ、置キ印刷局長ヨリ銀票引渡期日ノ通知ヲ受ケタルトハ、七日以内ニ、其受取人ニ欽差出使大臣ノ記名調印セル受取証書ヲ持參セシメ、其受取証書ト引換ニ現品ヲ引取スヘシ
- 第八條 印刷局長ハ現品ヲ引渡シタル後ニ、員数ノ過不足、其他損傷等アルモ、其責ニ任セサルヘシ、若シ印刷局名内ノ工匠ニシテ、私造若クハ超過印刷ナノ弊アリテ、兩廣總督ニ於テ、発見シ、印刷局長ニ其取調ヲ請求シタルトキハ、印刷局長ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第九條 欽差出使大臣ハ銀票ノ引渡ヲ受ケ、其員数ニ該當スル製造代価ノ請求アリタルトキハ、三日以内ニ、其代価ヲ印刷局長ニ支拂フベシ
- 第十條 銀票ノ原版ハ製造完結ノ後、第七條ノ手續ニ拠ク、引渡スヘシ
- 第十一條 欽差出使大臣ニ於テ、銀票ノ製造中止ヲ申込タ、ルトキハ印刷局長ハ其事情止ムヲ得サルモノト認ムルトキニ限り、其申込ニ應スルコトアルヘシ
- 第十二條 印刷局長ハ前条ノ製造中止ヲ承諾シタルトキハ、該製造ニ要シタル一切ノ費用ヲ清算シテ、欽差出使大臣ニ賠償ヲ求メ、同大臣ハ其請求金額ヲ參拾日以内ニ、印刷局長ニ支拂フヘシ。但本文ノ場合ニ於テ、印刷局長ハ銀票ノ用紙及印刷済ノ銀票、其他製造中ノ紙並ニ製造ノ原料ハ均シク、第七條ニ照シ、悉ク引渡スヘシ。右ノ証據トシテ、互ニ日本清國文各貳通ニ記名調印スルモノナリ

大日本帝國明治四十年五月十日即

大清帝國光緒三十三年三月二十八日

東京印刷局ニ於之ヲ作ル

この契約書の案件は、契約書が「大清帝国欽差出使大臣楊樞両廣総督周馥二代り大日本帝国政府印刷局長山中政亮」と、両広総督が周馥に、印刷局長山中政亮にと替わったもののその内容は上記の2件の契約に準じたものであった。清国広東銭局から銀元票が「壹元」の10万枚、「伍元」の8万枚、「拾元」15万枚の製造の依頼件について、日本政府印刷局長山中政亮は両広総督周馥の代わりに、欽差大臣楊樞と商定した後、契約書を光緒33年（明治40）東京印刷局において作成した。契約書は12条があり以上のようにであった。

契約の内容は、第一条では、大清帝国欽差出使大臣楊樞は両広総督周馥に代り、広東省銭局から「壹元」銀元票が10万枚、「伍元」銀元票が8万枚、「拾元」銀元票が15万枚の製造を大日本帝国政府印刷局長山中政亮に依頼したのである。他の条文は上記の契約に準拠している。

契約書の内容通りに、光緒33年（明治40、1907）両広総督周馥に代わり、欽差出使大臣楊樞が直接日本政府印刷局山中政亮に依頼し、「壹元」が10万枚、「伍元」が8万枚、「拾元」が15万枚の銀元票の製造を契約した。

#### 四、おわりに

光緒25年（1899）広西省において発生した武装蜂起が広東省まで波及すると、清政府は、光緒29年（1903）に岑春煊を両広総督に就任させ反乱を鎮圧させた。しかし当時の広東省の貨幣市場は混乱し、広東官銀銭局も資金が欠乏していたため、光緒31年（1905）岑春煊も張之洞の方法に習い、広東省において官銀元票の発行を企図し、日本帝国政府印刷局に日本製紙幣の導入を計画した。光緒32年（1906）両広総督の任務を継いだ周馥もまた同じ方法で日本政府の印刷局から日本製紙幣を導入したのであった。

上述のように両広総督岑春煊と周馥が企図し、日本から日本製紙幣の導入を実行したのである。とくに日本の外務省外交史料館に残された「印刷局ニ於テ清国広東銭局銀元票製造ニ関スル契約書案ノ件」、「清国広東銭局銀元票製造契約書ノ条項ニ依リ増製造件」、「清国広東銭局銀元票製造ニ関スル契約書案ノ件」などの契約書の案文から、広東省が導入した日本製による銀元紙幣の具体的な数量がわかるのである。

1905年（光緒31）5月に、両広総督岑春煊は欽差大臣楊樞を通じて直接日本政府印刷局に依頼し、銀元票「壹元」を85万枚、「伍元」が13万枚、「拾元」が5万枚を製造した。さらに同年7月「拾元」銀元票が5万枚、「伍元」銀元票が10万枚の製造を追加した。また、1906年（光緒32）には「拾元」銀元票20万枚の製造を依頼した。1907年（光緒33）両広総督周馥も欽差大臣楊樞に直接日本政府印刷局へ依頼させ、「壹元」が10万枚、「伍元」が8万枚、「拾元」が15万枚の銀元票の製造を契約したのである。

表1 1905-1907年広東省が製造した日本製銀元票（万枚）

西暦（中国暦）	月	「拾元」	「伍元」	「壹元」
1905年（光緒31）	5月	5	13	85
1905年（光緒31）	7月	5	10	
1906年（光緒32）	5月	20		
1907年（光緒33）	3月	15	8	10
合計		45万枚	31万枚	95万枚

この表1のように広東省が日本政府の印刷局に依頼し、製造した銀元票は額面「拾元」が45万枚、「伍元」が31万枚、「壹元」95万枚にのぼる。市場で流通した金額は「拾元」が450万元、「伍元」が155万元、「壹元」が95万元となり、合計額面700万元の日本製の銀元票が広東省内で流通していたことになる。

これら日本政府の印刷局に製造を依頼した紙幣が、清末の中国とりわけ広東省において流通していたことが明らかになったと言える。